

「奥多摩ベースキャンプ」管理及び利用規程

制定 2015年 3月 17日
改正 2016年 2月 16日
改正 2019年 4月 16日
改正 2019年 6月 18日
改正 2022年 11月 15日
改正 2023年 12月 19日

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本山岳会東京多摩支部（以下「本支部」という。）が、山岳環境の保全、登山の研鑽、会員相互の懇親及び地域との交流等を目的として賃借する奥多摩ベースキャンプ（以下「奥多摩 BC」という。）の管理、運営及び利用に関し必要な事項を定める。

(管理)

第2条 奥多摩 BC の管理は、次のとおりとする。

- (1) 管理責任者は、本支部支部長（以下「支部長」という。）とし、幹事会の決議によって設置された奥多摩 BC 運営委員会が統括する。
- (2) 奥多摩 BC 運営委員会は、奥多摩 BC の管理及び運営にあたることを目的とし、その構成は幹事会において選任された委員長及び委員長より選任された委員とする。

(鍵の管理)

第3条 奥多摩 BC の鍵は、キーボックスに保管する。利用者には、具体的に鍵の受取方法を知らせる。鍵の授受に関する詳細ルールは、別に定める

(利用者)

第4条 奥多摩 BC の利用者は、本支部会員、準会員、支部友、日本山岳会会員及び準会員（以下「会員等という。）」、団体加盟の会員、会員等が同伴した非会員及び会員等の紹介があり担当幹事又は奥多摩 BC 運営委員会が認めた非会員とする。非会員に万一不都合なことがあった場合、同伴者、又は紹介者はその責を負うものとする。

(利用料金)

第5条 奥多摩 BC の管理及び運営費に充てるため、利用者から次のとおりの利用料金を徴収する。

(1) 一泊素泊まり料金

- | | |
|----------------------------------|--|
| (a) 会員等 | 夏季期間（4月1日～10月31日）1,000円
冬季期間（11月1日～3月31日）1,200円 |
| (b) 会員等に準ずる者（会員等の家族、
団体加盟の会員） | 同上 |

